

評価項目全体の改正案について

	現行			見直しの方向性			
	ウエイト	評点幅	評価内容	ウエイト	評点幅	評価項目	備考
X 1	0.35	2,616点 ～ 580点	・完成工事高（業種別）	0.25	2,200点程度 ～ 400点程度	・完成工事高（業種別）	・評点の上限（現行2000億円）を1000億円に引き下げ ・小規模業者間で完工高の評点に差が付くよう評点テーブルを修正
X 2	0.1	954点 ～ 118点	・自己資本額 / 完工高 ・職員数 / 完工高	0.15	2,200点程度 ～ 400点程度	・自己資本額（＝純資産額） ・EBITDA （ 利払前税引前償却前利益 ＝ 営業利益 ＋ 減価償却費 ）	・自己資本、EBITDAの金額を評価 ・中小業者の層で極端な差がつかないように評点テーブルを調整（X1の補完的指標として位置付け） ・職員数の評価項目は廃止。
Y	0.2	1,430点 ～ 0点	・売上高営業利益率 ・総資本経常利益率 ・キャッシュ・フロー対売上高比率 ・必要運転資金月商倍率 ・立替工事高比率 ・受取勘定月商倍率 ・自己資本比率 ・有利子負債月商倍率 ・純支払利息比率 ・自己資本対固定資産比率 ・長期固定適合比率 ・付加価値対固定資産比率	0.2	1,400点程度 ～ 0点	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー（絶対額） ・利益剰余金（絶対額）	・企業実態を反映した評点分布となるよう評点幅等を見直し ・特定の評価項目への偏りを緩和し、倒産判別に関連の深い指標を中心に、評価項目を見直し
Z	0.2	2,402点 ～ 590点	・技術者数（業種別）	0.25	2,400点程度 ～ 400点程度	・技術者数（業種別） ・元請完工高（業種別）	・元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価 ・技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化して足し合わせることで、両者間の評価ウエイトは概ね4：1程度とする。 ・技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限 ・一定の要件を満たす基幹技能者（法令に基づく制度化が前提）を優遇して評価 ・監理技術者講習受講者を優遇して評価 ・評点テーブルを線形式化
W	0.15	987点 ～ 0点	・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・営業年数 ・公認会計士等数 ・防災活動への貢献の状況	0.15	1,800点程度 ～ 0点	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況	・評点の上限を引き上げ、それぞれの項目について加点幅・減点幅を拡大。 ・自己申告による評価項目（工事安全成績、賃金不払状況）は廃止 ・労働福祉の状況は評価項目を整理統合（例：退職一時金制度と企業年金制度） ・法令遵守の状況は、審査期間内における建設業法に基づく監督処分の状況の評価 ・建設業の経理に関する状況は、社内で雇用する公認会計士等の数の評価に加え、会計監査を受けている場合又は会計参与を設置している場合に加点。 ・研究開発の状況は業種別に評価するのが困難なため、Zから切り離してWで評価。また、評価対象は会計監査受審企業に限定することとする。